

令和 6 年

市議会 6 月定例会議案参考資料

知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第42号、参考資料)

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15</u>人につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25</u>人につき1人</p>	<p>(職員)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20</u>人につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30</u>人につき1人</p>
<p>3 略</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15</u>人につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25</u>人につき1人</p>	<p>3 略</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20</u>人につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30</u>人につき1人</p>
<p>3 略</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第44条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。</p>	<p>3 略</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第44条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。</p>

改正後	改正前
<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略</p> <p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 略</p> <p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 略</p>

知立市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(議案第43号、参考資料)

改正後	改正前
<p>(人員に関する基準)</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数<u>(知立市介護保険等審議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)</u>によることができる。次項において同じ。)は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、知立市介護保険等審議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項各号に掲げる者のうちから2人とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると知立市介護保険等審議会において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。</u></p>	<p>(人員に関する基準)</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると知立市介護保険等審議会において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。</u></p>

改正後		改正前	
担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準	担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	<u>第1項</u> 各号に掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人未満	<u>前項</u> 各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>第1項</u> 各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>前項</u> 各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>第1項</u> 第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>前項</u> 第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約案新旧対照表

(議案第44号、参考資料)

改正後	改正前								
<p>別表第1 (第4条関係)</p> <table border="1" data-bbox="172 304 1064 493"> <tr> <td data-bbox="172 304 1064 352">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 354 1064 402">2 <u>資格確認書等</u>の引渡し</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 403 1064 451">3 <u>資格確認書等</u>の返還の受付</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 453 1064 493">略</td> </tr> </table>	略	2 <u>資格確認書等</u> の引渡し	3 <u>資格確認書等</u> の返還の受付	略	<p>別表第1 (第4条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1173 304 2065 493"> <tr> <td data-bbox="1173 304 2065 352">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 354 2065 402">2 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の引渡し</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 403 2065 451">3 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の返還の受付</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 453 2065 493">略</td> </tr> </table>	略	2 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し	3 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の受付	略
略									
2 <u>資格確認書等</u> の引渡し									
3 <u>資格確認書等</u> の返還の受付									
略									
略									
2 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し									
3 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の受付									
略									